

## 電力分野での協力に係る日本・エジプト共同イニシアティブ

アブドゥルファッターハ・エルシーシ・エジプト・アラブ共和国大統領の日本国公式訪問に際し、日本政府とエジプト政府は、環境面に特別に配慮した電力供給能力の向上と電気の効率的な使用の推進がエジプトの持続可能な開発にとって重要であるという認識を共有するとともに、日本の知見と高度な技術を活用することで官民双方のレベルで電力分野での協力を強化することを確認した。

### 1. 協力の範囲

協力範囲は以下の分野とプロジェクトを含む。

- (1) 電力政策及び計画
- (2) 石炭の供給を含め、地中海沿岸マルサ・マトルーフ県、エルハムラウイン及び オユンムーサのフェーズ1等における超超臨界石炭火力発電所
- (3) ハルガダ 20MW 太陽光発電所及びスエズ湾風力発電所等の再生可能エネルギー発電所
- (4) ケナ等におけるガス複合火力発電所
- (5) 既存の発電所の復旧再建及び増強
- (6) 配電システム
- (7) 送電システム
- (8) エネルギーの節約及び電気の効率的な使用
- (9) 電力施設の運用及び保守
- (10) スエズ運河経済特区内等における電力・水複合プラント
- (11) その他両国が合意する分野とプロジェクト

### 2. 協力の手法

上記協力分野及びプロジェクトにおける協力を推進する上で、協力分野やプロジェクトの類型及び性質に応じて以下の手法を採用することを検討する。

- (1) 技術協力による人材育成
- (2) 環境面、効率性、耐久性の面で最先端の日本の技術及び製品の活用
- (3) JICA, JBIC, NEXI 他による公的や資金メカニズムの活用
- (4) 電力分野におけるニーズや課題の調査及び両国間の将来の協力につながるプロジェクトの特定

- (5) 電力分野に係るワークショップの共同開催
- (6) 電力分野におけるアフリカ向け三角協力の推進

### 3. 調整委員会

協力の進捗状況をモニターし、必要に応じて協力の課題や障害の特定や解決等を提示することで、本イニシアティブに基づく協力の円滑な実施を確保するために、調整委員会が設置される。調整委員会は、エジプト政府及び日本政府の関係省庁・機関の代表によって構成され、必要に応じて関係する民間団体も招聘することができる。

### 4. 知的財産権の保護

エジプト政府及び日本政府は、電力分野の協力推進において知的財産権が適切に保護されることを確認した。

### 5. 秘密情報保護の遵守

エジプト政府及び日本政府は、電力分野の協力を推進する中で得られた秘密情報の保護を適切に遵守することを確認した。